

平成 九年十月三十一日

山口県告示第七百三十三号

改正 平成一〇年 三月一三日告示第一八七号
平成一〇年 四月二八日告示第三三八号
平成一一年 四月一三日告示第二九八号
平成一二年 四月一八日告示第二八八号
平成一三年 四月二〇日告示第三三二号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び該当類型に係る基準値の達成期間を次のとおり定める。

区分	水域		該 当 類 型	指定年月日	達成期間	暫定目標
	名称	範囲				
湖沼	山代湖	全域	Ⅱ	平成十三年 四月二十日	五年を超える 期間で可及的 速やかに達成 する。	
	菅野湖	全域	Ⅱ	平成十年 四月二十八日	段階的に暫定 目標を達成し つつ、環境基 準の可及的速 やかな達成に 努める。	全磷 ^{りん} 〇・〇一六 mg/l (平成十六年 度)
	米泉湖	全域	Ⅱ	平成十年 三月十三日	段階的に暫定 目標を達成し つつ、環境基 準の可及的速 やかな達成に 努める。	全磷 ^{りん} 〇・〇一四 mg/l (平成十七年 度)
	菊川湖	全域	Ⅱ	平成十一年 四月十三日	段階的に暫定 目標を達成し つつ、環境基 準の可及的速 やかな達成に 努める。	全窒素 〇・三四mg/l 全磷 ^{りん} 〇・〇一七 mg/l (平成十七年 度)

	大原湖	全域	Ⅱ	平成十一年 四月十三日	五年を超える 期間で可及的 速やかに達成 する。	
	小野湖	全域	Ⅱ	平成十年 四月二十八日	段階的に暫定 目標を達成し つつ、環境基 準の可及的速 やかな達成に 努める。	全窒素 〇・五四 mg/l 全燐 ^{りん} 〇・〇二二 mg/l (平成十六年 度)
	豊田湖	全域	Ⅱ	平成十年 三月十三日	段階的に暫定 目標を達成し つつ、環境基 準の可及的速 やかな達成に 努める。	全窒素 〇・四四 mg/l 全燐 ^{りん} 〇・〇一七 mg/l (平成十四年 度)
	阿武湖	全域	Ⅱ	平成十二年 四月十八日	五年を超える 期間で可及的 速やかに達成 する。	
海域	柳井・大島	大島郡東和町大字伊保田字東網代九八〇瀬戸ヶ鼻から同郡大島町大字戸田字大波八八一法師崎南端を経て同町大字西三蒲字明神一〇の一明神鼻北端に至る陸岸、大島大橋を経、玖珂郡大島町大字神代字瀬戸山一三四〇の五瀬戸山鼻南端から熊毛郡上関町大字室津字瀬口上関大橋北詰に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字長島字殿後一四八の一三から同字一四八の四赤石鼻南端を経て同大字字現後八〇五現後鼻南端に至る陸岸の	Ⅱ	平成九年 十月三十一日	直ちに達成す る。	

	地先海域				
平生・上関	熊毛郡上関町大字長島字現後八〇五現後鼻南端から同大字字奈古屋奈古屋崎北端を経て同大字字殿後一四八の一三に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字室津字瀬口上関大橋北詰から同郡田布施町と光市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	平成九年十月三十一日	直ちに達成する。	
笠戸湾・光	熊毛郡田布施町と光市との境界海岸の地点から徳山市大字大島字赤崎八〇六竜宮岬南端に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	平成九年十月三十一日	直ちに達成する。	
徳山湾	徳山市大字大島字赤崎八〇六竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	平成九年十月三十一日	直ちに達成する。	
三田尻湾・防府	一 徳山市と防府市との境界海岸の地点から同市大字新田字問屋村一八八五の三に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字向島字金ヶ坪渚第一七一八の四から同大字字翁崎翁崎南端を経て同大字字小田山牛ヶ頸南端に至る陸岸の地先海域のうち、二に掲げる海域を除いたもの(防府地先水域)	Ⅱ	平成九年十月三十一日	直ちに達成する。	
	二 防府市大字江泊字江泊一五〇の一〇竜崎南端と同市大字向島字翁崎翁崎南端	Ⅲ	平成九年十月三十一日	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速	全窒素 〇・七七mg/l (平成十三年 度)

		とを結んだ線の中央の点を中心として南方に向かって描く半径一、〇〇〇メートルの円弧が接する陸岸と、向島錦橋及び陸岸により囲まれた海域(三田尻湾水域)			やかな達成に努める。	
中 関・大 海		防府市大字向島字小田山牛ケ頸南端から同大字字洗川一七一三の一三日本専売公社跡地岸壁を経て同大字字金ケ坪渚第一七一八の四に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字新田字問屋村一八八五の三から吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	平成九年 十月三十一日	直ちに達成する。	
山 口・秋 穂		吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端から宇部市大字西岐波字黒崎一四三〇の一に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	平成九年 十月三十一日	直ちに達成する。	
豊 浦・豊 北		豊浦郡豊北町特牛灯台から同町角島通瀬岬に至る直線、同岬から福岡県妙見埼灯台に至る直線、同灯台から下関市網代埼に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、山口県の海域	Ⅰ	平成九年 十月三十一日	直ちに達成する。	
油 谷 湾		大津郡油谷町大字向津具下字俵島一三六九の二俵島西端と豊浦郡豊北町大字神田字島戸本場鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	Ⅰ	平成十年 四月二十八日	直ちに達成する。	

深川湾	青海大橋、長門市仙崎字三嶋浦七〇四青海島西端と大津郡日置町大字日置上字戸崎一三六今岬北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	I	平成十年四月二十八日	直ちに達成する。	
仙崎湾	大津郡三隅町大字三隅中字小磯七三一宗の鼻と長門市通字笹嶋一笹島南端を結ぶ線、同島北端と同市通字大嶋三大島東端を結ぶ線、同島北端と同市通字大山六の一青海島東端を結ぶ線、青海大橋及び陸岸により囲まれた海域	I	平成十年四月二十八日	直ちに達成する。	

備考

1. 該当類型の符号は、水質汚濁に係る環境基準に関する告示(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「告示」という。)別表2による。
2. 湖沼のうち、山代湖、菅野湖、米泉湖、大原湖及び阿武湖については、当分の間、告示別表2に定める全窒素に係る基準値は、適用しない。